

一般社団法人 協創リハビリテーションを考える会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、一般社団法人 協創リハビリテーションを考える会と称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条

この法人は、脳血管疾患等を対象とするリハビリテーションに関する知識の普及・啓発およびリハビリテーションを必要とする患者・家族と医療・福祉関係者等とのコミュニケーションの促進と向上を図り、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

この法人は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

(1)脳血管疾患等を対象とするリハビリテーションに関する知識の普及、啓発

- 1 既存のリハビリテーション療法に関する理解の促進
- 2 先端のリハビリテーション医療技術に関する理解の促進
- 3 疾患の影響・患者の生活実態に関する把握

(2)脳血管疾患等患者の自立と社会参加を支援する事業

- 1 福祉サービス事業の支援・協力
- 2 リハビリテーション医学に関する理解の促進

(3)脳血管疾患等患者・家族と医療・福祉等の他職種との連携に資するコミュニケーションの促進

- 1 リハビリテーション計画の策定における意思決定支援

(4)脳血管疾患等の予防と啓発

(5)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(構成員)

第5条

この法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 この法人の会員は次の4種とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して会員となった個人または団体とする。
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助する個人または団体とする。
- (3)連携会員 この法人の目的に賛同し情報入手等を主な目的に会員となった個人または団体とする。
- (4)特別会員 この法人の発展のために必要とし、理事会の推薦・承認が得られた個人または団体とする。

3 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

(会員の資格取得)

第6条

この法人の会員になろうとする者は、所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条

会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったときおよび定時総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意脱退)

第8条

会員は、理事会において定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損したとき若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた、または解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条

会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(抛出金品等の不返還)

第12条

既に納入した会費、協賛金その他抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条

社員総会は、全社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって「一般法人法」上の社員総会とする。

(権限)

第14条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更・承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

第15条

この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条

社員総会の議長は、総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条

理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事はおよび業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人またはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第23条

理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第24条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時迄とする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時迄とする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時迄とする。

4 理事または監事は第21条に定める定数に不足が生じる場合には、任期の満了またはは辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任する迄、なお理事また監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条

理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条

理事および監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる

(取引の制限)

第28条

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条

この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事または当法人の使用人でない者に限る。)または監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第30条

この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第31条

顧問は、理事の諮問に応え、理事に対し、意見を述べることができる。

(幹事)

第32条

この法人に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、理事会の議決を経て代表理事が囑託する。

3 幹事は、当法人の日常の業務を要請に応じて分掌し、事務局を支援する。

第6章 理事会

(構成)

第33条

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定および解職

(招集)

第35条

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第36条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(理事会規則)

第38条

理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第39条

この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所および方法法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産 および 会計

(事業年度)

第40条

この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条

この法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日迄に代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了する迄の間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(剰余金)

第43条

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第44条

この定款は、社員総会における決議によって変更することができる。

(解散)

第45条

この法人は、社員総会における決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第47条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、副事務局長および幹事、所要の職員を置くことができる。

3 事務局長、副事務局長等の重要な職員は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条

この公告は、官報に掲載してする。